平成２９年（再ロ）第２４号
大阪府大阪市住吉区上住吉２丁目14番２号
再生債務者　塚田　貴史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第５号
兵庫県姫路市白国４丁目４番３号　センチュリーセブンＢ205
再生債務者　亀山　慶太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月６日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（再ロ）第３号
徳島県徳島市上八万町樋口260番地　市営樋口住宅南棟205号
再生債務者　森　　幸信
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月５日　　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第２号
愛媛県西条市福武甲714番地
再生債務者　伊藤　進也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月10日　松山地方裁判所西条支部

平成２９年（再ロ）第２号
東京都青梅市河辺町６丁目22番地の３コンファーレ河辺プレシエール207号室
再生債務者　足立　研二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年９月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月10日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再ロ）第３３号
大阪市浪速区元町１丁目４番22―400号
再生債務者　柳　　昌宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１号
山形県村山市駅西21番20号
再生債務者　片桐　博行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月10日　　山形地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第３号
京都市下京区御幸町通綾小路下る丸屋町408番地御幸町ハイツ202
再生債務者　水無瀬優季（旧姓服部）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月11日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再ロ）第４号
京都市北区大宮北林町２番地１　大嶌マンション102号
再生債務者　江口　智之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月11日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再ロ）第１号
山形県東置賜郡高畠町大字下和田917番地の５
再生債務者　二宮　　啓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年10月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年10月11日　山形地方裁判所米沢支部

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年十一月二日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十九年五月三十一日
　　掲載頁　一四二頁（号外第一一四号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十九年五月三十一日
　　掲載頁　一三〇頁（号外第一一四号）
平成二十九年十月十九日
東京都新宿区西新宿六丁目二二番一号
（甲）スマートレンダー株式会社
代表取締役　前田　　実
東京都新宿区西新宿六丁目二二番一号
（乙）株式会社オフィス２４マーケティング
代表取締役　渡辺　裕介

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表は、甲は平成二十九年十月六日付日刊工業新聞十二頁、乙は平成二十九年九月二十日付官報五十八頁（号外第二〇二号）に公告しております。
平成二十九年十月十九日
東京都千代田区神田小川町一丁目三番地一
（甲）株式会社経営ソフトリサーチ
代表取締役　鈴木　幸太
大阪市中央区高麗橋四丁目四番九号
（乙）共栄総合企画株式会社
代表取締役　鈴木　幸太

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十九年六月二十八日
　　掲載頁　一九五頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十九年十月二日
　　掲載頁　九十五頁（号外第二一三号）
平成二十九年十月十九日
大阪市中央区博労町三丁目三番七号
（甲）グローバルコミュニティ株式会社
代表取締役　金子　浩之
大阪市北区天神橋二丁目北一番二一号
（乙）住生活管理株式会社
代表取締役　柴田志づ子

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十九年八月二十五日
　　掲載頁　七十二頁（号外第一八四号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十九年八月十日
　　掲載頁　八十八頁（号外第一七四号）
平成二十九年十月十九日
熊本市東区小山四丁目七番一〇二号
（甲）株式会社ナバック
代表取締役　坂本　勇次
熊本市東区西原二丁目二番一号
（乙）セキュアスマート株式会社
代表取締役　坂本　勇次

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の廃棄物の処理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年十月十九日
広島県福山市加茂町字百谷八二三番地一
（甲）株式会社西福環境開発
代表取締役　林　　寿和
大阪市中央区本町橋五番一四号
（乙）西福開発有限会社
代表取締役　松山　吉夫